

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人 夢工房 保育所型認定こども園 下鴨夢	施設 種別	保育所型認定こども園
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 7 年 5 月 15 日

総 評	保育所型認定こども園下鴨夢は北海道から沖縄まで24園運営している社会福祉法人夢工房の傘下の一つで、平成27年に京都市左京区の閑静な住宅地に開園しました。回廊のような造りの園舎は、木を基調にした暖かなぬくもりが感じられるこども園です。 「子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。」～夢あふれる未来づくり～を理念に掲げ、一人ひとりの子どもの思いを温かく受け止め、思いに寄り添い、一人ひとりの良さを大切にして自分らしさを発揮できるよう心掛け、保育を実践しています。 園長は保育の質の向上を図るため、令和6年度より「保育部会」「乳児部会」「幼児部会」を実施し、併せて「園内研修、人権研修、法人内研修」等を充実し、保育における様々な事について職員で共有し、質の向上を目指し組織的に取り組んでいます。 また、多様化する保育ニーズに応え、園庭開放・子育て相談・子育て支援・子育て講座・地域の子育て家庭に情報を提供する等、積極的に実施し、併せて中学校・高校の職場体験学習、学校教育にも貢献し、園の機能を地域に還元しています。
特に良かった点(※)	● 総合的な人事管理は、法人の理念・基本方針に基づき、キャリアパス表や園の年間研修計画に「求められる職員像」を明確にし、目標設定シート、人事考課表をもとに人事考課制度を構築しています。また、就業規則にも人事基準を明記しています。 ● 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメントについては、子どもの安心と安全を確保するため「事故発生時対応マニュアル」を整備しています。ヒヤリハット事例を収集し、毎月職員会議で報告される「ヒヤリハット報告」「事故報告書」に基づき、職員参画のもとで発生要因を分析・共有しています。子どもの安全確保のためAED研修、誤食研修等様々な研修を実施し、事故防止・事故再発防止策に取り組んでいます。 ● 食事を楽しむ工夫については、食材に触れる経験や自分たちが育てた野菜でクッキングをして食べる経験ができるように取り組んでおり、4～5歳児はランチルームで毎日食事を楽しんでいます。また、保護者がお迎え時に、玄関のエントランスのモニターで当日の給食や子どもが食べている様子を見る事ができ、1週間の「食フェア」で好きな日に試食ができる等、選べるように工夫しています。

特に改善が 望まれる点(※)	● 遵守すべき法令について、園長は法人の法令遵守規程に則り業務に服し、公益通報相談窓口を設置しています。今後は、職員に対して遵守すべき法令等を周知するため、法令をリスト化し回覧するなど、具体的な取り組みをされるとより良いでしょう。 ● 保育所等の変更に当たっては、保育終了後も保護者が相談できるよう、担当者を決めています。今後は、保育の終了後も継続性に配慮し、相談方法・担当など窓口を設置した内容を記載した文書を渡すと良いでしょう。 ● 主体的な生活と遊びの保障については、各保育室に子どもが自主的、自発的に遊べるようにコーナーを作っています。生活と遊びが創造・発展できる環境として、今後は、身近な素材等を用いて子どもが作ったものを置いておき、継続的に遊べるような場所を工夫するなど、子どもが興味を持った遊びにじっくり取り組める環境を整備されると、なお良いでしょう。
---------------------------	---

※ それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人夢工房 保育所型認定こども園 下鴨夢
施設種別	保育所型認定こども園
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和7年5月15日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	b
[自由記述欄]					
1: 理念・基本方針はホームページ、重要事項説明書に明文化され、保護者には入園説明会で重要事項説明書に基づいて動画にて説明しています。今後は、それらの実施した内容・事柄などを議事録等で記録に残しておくとなお良いでしょう。					

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a
[自由記述欄]					
2：事業計画をとりまく環境と経営状況については、法人の園長会や左京区の園長会から社会福祉事業や保育ニーズ、利用者像等把握分析しています。経営状況については、法人本部より報告を受け把握分析しています。					
3：経営課題の明確化については、少子化による入園児の減少や職員の定着等、法人の園長会で報告しています。園長は保育の内容について、具体的な課題と問題点を明確にし職員に周知すると共に、園内研修を充実する等、改善に向けて取り組んでいます。					

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	b
		5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	b
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	b
		7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	b
[自由記述欄]						
4：中・長期的なビジョンの明確化については、経営課題や取り組むべき課題を踏まえた中・長期計画を令和5年～9年まで策定しています。今後は、中・長期の事業計画に従って財務分析及び資金使途を明確にし、収支計画を策定されると良いでしょう。						
5：中・長期計画を踏まえた単年度の計画については、中・長期計画の内容を反映し、人材育成、人事体制を含む事業計画が策定されています。今後は、実施した内容の評価を行えるよう工夫されるとより良いでしょう。						
6：事業計画の策定は管理職と各年齢のリーダーで策定され職員会議で周知し、見直しを行っています。理解を促すために、法人の中期経営計画の冊子を配布し、内容について職員会議で共有を図っています。今後は、実施した内容を定められた時期、手順にもとづいて評価できるよう取り組まれるとより良いでしょう。						
7：保育の内容や年間行事については、入園説明会で重要事項説明書に基づいて説明、周知に努めています。今後は、年間計画と一緒に、保護者にかかわる事項を分かり易く説明した事業計画も周知（配布、掲示、説明等）されるとなお良いでしょう。						

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	b
[自由記述欄]					
8：保育の質の向上に向け人権研修、外部研修、法人研修等、受講後職員間で共有し、日々の保育内容、月間指導計画等、評価・反省・見直しを行い、PDCAサイクルに基づいて保育の質の向上にむけ、組織的に取り組んでいます。					
9：評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題については、前回の評価結果から明確になった課題について、今回の受診で一部改善し、改善策を策定し職員も参加し取り組んでいます。今後は、課題について文書化し、職員間で共有し、職員参画のもと、さらなる改善を目指すされるとなお良いでしょう。					

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	b
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	b
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10：園長は、自らの役割と責任について、「施設長の責務」として役割と責任を文書化し、園のエントランスに掲示し保護者に周知しています。今後は、「重要事項説明書」に職員の職務や不在時の権限委任を明確化し記載されると良いでしょう。

11：遵守すべき法令について、園長は法人の法令遵守規程に則り業務に服し、公益通報相談窓口を設置しています。今後は、職員に対して遵守すべき法令等を周知するため、法令をリスト化し回覧するなど、具体的な取り組みをされるとより良いでしょう。

12：保育の質の向上を図るため、令和6年度より「保育部会」「乳児部会」「幼児部会」を設置し、職員から意見を収集し、話し合い、保育の質に関する課題を把握分析し、職員と共有し、人権研修や園内研修を実施し取り組んでいます。

13：経営の改善や業務の実効性を高める取組については、理念や基本方針の実現に向けて職員の働きやすい環境整備や業務の効率化を図り、Wi-Fiやパソコンの入れ替えなど、社会保険労務士よりアドバイスを受け、具体的な体制を構築する等、労務面の改善を行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14：必要な福祉人材の確保については、年2回就職フェアに参加したり、京都市保育園連盟のサイトを活用したり、また大学と連絡を取る等、積極的に行っています。人材育成に関しては、年度初めに年間研修計画、キャリアアップ研修計画、1・2年目の職員のフォローアップ研修を行う等、必要な福祉人材、人員体制に関する基本的な考え方や計画を明確にし、計画的に取り組んでいます。

15：総合的な人事管理は、法人の理念・基本方針に基づき、キャリアパス表や園の年間研修計画に「求められる職員像」を明確にし、目標設定シート、人事考課表をもとに人事考課制度を構築しています。また、就業規則にも人事基準を明記しています。

16：職員の就業状況や働きやすい職場づくりについては、職員の心身の健康と安全確保のため労働災害防止対策として、メンター制度や安全衛生推進者を導入し、職員の体のヒヤリハットやオンラインカウンセリングサービス「マイシェルバ」を利用しています。また、福利厚生サービス（ベネフィットステーション）に加入し、併せてオンラインで有給休暇申請できるシステムを使用し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

【自由記述欄】

17：職員一人ひとりの育成に向け、理念・基本方針に基づき「目標設定シート」を作成しています。目標項目、目標水準、目標期限を明確にし年4回面談を行い、進捗状況、目標達成度の確認を行っています。また1・2年目の職員研修や法人のスケールメリットを活かした法人内他園の保育から学ぶ研修も実施するなど、取り組んでいます。

18：職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定については、教育・研修に関する基本姿勢を基本方針や計画に明記し、実施しています。キャリアパス人材育成計画に基づいて年間研修計画、職員の個人計画を策定し、知識、技術、専門資格の取得を明確にした計画を策定し、年2回見直しを行っています。

19：職員一人ひとりに対して教育・研修の機会は、キャリアパス人材育成計画に基づいて保障され、パート職員、非常勤職員についても、園内研修を実施し、全ての職員に研修の機会を保障しています。

20：実習生の保育に関する専門職の研修、育成については、実習生受け入れマニュアルを作成し、積極的な受け入れに努めています。実習生に対して、実習内容全般を計画的に学べるよう養成校と連携を取り、プログラムを整備しています。指導する職員の水準を高めるために、外部研修を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

【自由記述欄】

21：運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページを活用し、子どもの様子をドキュメンテーションや子育て支援の情報等、公開発信しています。第三者評価の受診結果や苦情相談の内容も公表しています。

22：公平かつ透明性の高い適正な経営運営については、基幹システムにより法人本部で公認会計士による公正適正な運営が行われています。内部監査においては、園の内部に管理体制を設け、経理規程に基づき出納員、園長と法人本部の公認会計士がダブルチェックを行う等、法人運営の透明性を確保するよう努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	b
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	a

【自由記述欄】

23：子どもと地域との交流は、全体的な計画の中に「地域との連携」として位置づけ、活動内容を記載しています。地域交流の一環として、園庭開放・子育て支援・子育て講座など保護者に対して子育て相談や、子育ての情報を玄関に掲示し、支援を行うよう努めています。また子どもたちが地域の下鴨神社の御手洗祭に参加したり、消防署・警察署へ訪問を行ったりする等、交流に努めています。

24：ボランティア等の受け入れについては、ボランティア受け入れマニュアルを整備し、地域の中学生の職場体験、高校生の保育体験等積極的に受け入れ、学校教育に協力する等、地域貢献に努めています。

25：保育所として必要な社会資源の明確化と関係機関との連携については、子どもにより良い保育を提供するために、左京区こどもはぐくみ室、保健所、児童相談所等の関係機関をリスト化し連携を取っています。一人一人の子どもたちの情報は職員会議で情報を共有し、また支援の必要な子どもの通所施設 児童発達支援センター「ぼぽぽ」と連携を行い療育の様子を連絡し合い、アドバイスを受けるなど対処しています。

26：保育所が有する機能を地域に還元することについては、園庭開放、子育て講座、子育て支援、地域の子育て家庭に情報を提供するなど積極的に取り組んでいます。地域のニーズに応じて、学校教育施設や体験学習など学校教育にも貢献し支援活動も行っています。災害時における役割についても対策として、飲料水他食品を備蓄しています。今後は、災害時や緊急時に貢献できるよう行政と連携し、地域に発信されるなどおおいでしょう。

27：地域のニーズにもとづく公益的な事業活動については、地域の具体的な福祉ニーズを把握するため民生・児童委員と連携をとり、園の機能を地域に還元する取組として、園庭開放・子育て相談・子育て家庭の支援・子育て講座を実施しています。また、把握した福祉ニーズに基づいて中学校・高校の体験学習等、学校教育にも貢献するよう努めています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	b
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b

[自由記述欄]

28：子どもを尊重した保育については、ホームページなどで明示し、職員が共通の理解を持つため、子どもの人権擁護のためのセルフチェックシートを使用し、また、「倫理綱領」を策定し、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する人権研修を「倫理綱領」に基づいて年4～5回実施しています。保護者には懇談会で子どもを尊重した関わり方を伝える等、取り組んでいます。

29：子どものプライバシーの保護等の権利擁護については、法人の中期経営計画に「個人情報保護規程」「子どもの虐待防止権利擁護、虐待発生時の対応マニュアル」が整備され、それに基づいて園内研修を行い職員間で共有しています。排泄の環境や設備面においてもプライバシーを守る工夫を行う等、日々配慮して保育を実施するよう努めています。

30：利用希望者に対する情報提供については、園のしおり、「重要事項説明書」を玄関や京都市のホームページや子育て支援課にも設置し情報を提供したり、園見学者には随時個別に丁寧な対応に努めています。

31：保育の開始・変更にあたっては、入園、進級時には「重要事項説明書」やしおりを使って保護者への丁寧な説明を心がけ、同意書を取っています。今後は、特に配慮が必要な保護者への説明について、ルール化され、適性な説明、運用が図られるとより良いでしょう。

32：保育所等の変更に当たっては、保育終了後も保護者が相談できるよう、担当者を決めています。今後は、保育の終了後も継続性に配慮し、相談方法・担当など窓口を設置した内容を記載した文書を渡すと良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

[自由記述欄]

33：苦情解決の仕組みについては、「重要事項説明書」に要望・苦情に関する相談窓口として、対応体制など記載し、意見箱が設置され、苦情解決の仕組みを分かり易く説明した掲示物がエントランスに掲示され、苦情解決のための取り組みが機能しています。苦情内容、苦情に関する検討内容、対応策については、園だより等を用い、保護者に必ずフィードバックしています。

34：保護者が相談や意見を述べやすい環境整備については、保護者が相談や意見を述べやすいよう園長、主任、苦情解決第三者委員等複数の窓口を設ける等、また日々の送迎時、個人懇談、行事後アンケートを実施し、希望に応じて相談、意見を受け付ける相談者や意見箱を設置するなど、環境を整備しています。

35：保護者からの相談や意見に関しては、「苦情要望対応マニュアル」に基づき、保護者の相談、意見、苦情等を踏まえ、保育の質の向上に繋げるよう努めています。日々のコミュニケーションや行事ごとにアンケートを実施し、保護者からの意見、相談内容の把握に努め、職員で認識把握し、迅速に対応しています。

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、 取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	b
【自由記述欄】					
36：安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメントについては、子どもの安心と安全を確保するため「事故発生時対応マニュアル」を整備しています。ヒヤリハット事例を収集し、毎月職員会議で報告される「ヒヤリハット報告」「事故報告書」に基づき、職員参画のもとで発生要因を分析・共有しています。子どもの安全確保のためAED研修、誤食研修等様々な研修を実施し、事故防止・事故再発防止策に取り組んでいます。					
37：感染症の予防対策については、「感染症発生時の対応マニュアル」が整備され職員に周知し、感染症の予防対策や発生時の対応が適切に行えるように研修を実施しています。また感染症が発生した場合はエントランスに掲示し、保護者に周知しています。					
38：災害時における子どもの安全確保の取り組みについては、「災害時対応マニュアル」を整備し、子どもの安全対策のため、様々な災害（火災、地震等）を想定し、消防計画に則り避難訓練を毎月実施し、災害時の体制を確認しています。また防災計画に基づいて消防署と連携し、協力のもと、避難訓練を実施しています。					
39：不審者対応については、「不審者対応マニュアル」を整備し、不審者対応の手順や対応に従い、不審者対応避難訓練を実施しています。今後は、マニュアルを定期的に見直し、警察と連携を取り、マニュアルに基づいて、研修されるとな良いでしょう。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	b
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	b
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	b
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a
[自由記述欄]					
40. 41：保育の標準的な実施については、「保育マニュアル」として手順など盛り込んだマニュアルを文書化したものを整備しています。今後は、保育を提供する職員誰もが行わなければならない基本的事項を共有化し、一定の水準、内容を実現することを目指すための保育の方法を明文化したものを「標準的な実施方法」または「保育のマニュアル」として、職員参画のもと定期的に検証・見直しを行い改善に繋がれるとより良いでしょう。					
42：アセスメントにもとづく指導計画については、入園時に個人面談を行い保護者の意向を反映し、アセスメント手法に基づき適切なアセスメントが実施され、個別の指導計画を策定し、定期的に振り返り見直しに努めています。支援困難ケースの対応について、幼児部会、職員会議で共有し、アセスメント手法による手順で適切な保育に努めています。					
43：定期的に指導計画の評価見直しについて、年間指導計画・食育計画は年1回、保健計画は4期に分けて作成し、全体的な計画は年3回職員で見直しを行い、次年度の計画に活かしています。月間指導計画は、評価・反省を行い、月末に園長、主任が省察し、評価結果を次の指導計画の作成に繋がっています。					
44：子どもの発達過程や生活状況等の日々の記録については、毎日、副主任、園長が確認し指導を行っています。必要な情報は、クラス会議、乳幼児部会、職員会議で情報を共有しています。今後は、記録の書き方に差異がないよう発達に応じて記録を統一化するとなお良いでしょう。					
45：子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報保護規程」に則り、法人で取り組み「重要事項説明書」に個人情報取り扱いについて、記録の管理、保管、保存、破棄、情報の提供等管理体制を記載し、保護者、職員に周知しています。特に保護者には入園時に説明し「個人情報使用同意書」を交わしています。					

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	b

[自由記述欄]

46：全体的な計画については、児童憲章、保育方針、保育目標等に基づき作成し、年2回職員が見直ししています。

47：生活にふさわしい場については、木を基調としたあたたかな雰囲気を感じられる作りの園舎で、室温、安全面等について、チェック表を用いて毎日点検し、子どもが安全に快適に過ごせる環境作りに努めています。また、ロフト、森の絵本コーナーなど子どもがくつろいだり、落ち着いたりできる場所を整備しています。

48：子どもを受容し、状態に応じた保育を行うことについては、月1回職員会議や乳・幼児部会で話し合い、職員間で共有するとともに、園内で人権研修を実施し、保育者の援助、配慮など、どのようなことを大切にするのか、また不適切な言動等について、共通認識を持ち、保育に取り組んでいます。

49：基本的な生活習慣の自立へむけた環境整備については、「できる、できない」の結果にとらわれず、子どものしようとする気持ちや姿を丁寧に認めていくことを大切にしています。

50：主体的な生活と遊びの保障については、各保育室に子どもが自主的、自発的に遊べるようにコーナーを作っています。生活と遊びが創造・発展できる環境として、今後は、身近な素材等を用いて子どもが作ったものを置いておき、継続的に遊べるような場所を工夫するなど、子どもが興味を持った遊びにじっくり取り組める環境を整備されると、なお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	b

[自由記述欄]

51：0歳児の保育については、子どもの発達に応じて部屋の遊具を入れかえたり、配置をかえたり工夫をしています。また、子どもが安心して過ごせるようにゆやかな育児担当制を取り入れています。

52：3歳未満児の保育については、保護者と日々連絡帳を通して、子どもの様子を相互に伝え合い、家庭と連携し保育に取り組んでいます。また、一人一人の子どもの発達に応じた丁寧な関わりに努めています。

53：3歳以上児の保育については、年齢別保育に加え、午前中異年齢でコーナー遊びを楽しむ様子も見られました。園庭にはドイツトウヒ、ハクサンボクなどの木や季節の花が咲いていて、自然に触れて遊べる環境があり「高野川」「森ヶ前公園」など、積極的に散歩に出かけて虫や植物に触れて遊んでいます。「うんてい」の順番待ちで「みんなが守るとみんなが楽しい」など、遊びを通して、決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう養護と教育の一体的な取組に配慮するよう努めています。

54：障害のある子どもには個別の指導計画を作成し、必要に応じて医療機関や専門機関と連携を取りながら保育に努めています。

55：長時間保育については、月の指導計画に子どもへの配慮や家庭との連携など記載し、保育に取り組んでいます。また、18時に軽食を提供しています。

56：小学校への連携については、保幼小の接続担当者を置き、就学に向けて連携に努めています。また、玄関に「就学相談」の案内を置き、保護者からの個別の相談に応じています。今後は、小学校教員との合同研修など、連携を深める取組を行うとさらに良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、マニュアルを整備し、それに基づき子どもの健康管理に気をつけています。SIDSについて、園のしおりで保護者に情報提供をし、午睡中は子どもの様子を確認し、記録を残しています。

58：健康診断・歯科健診の結果については、内科健診は0～1歳児は2ヶ月に1回、2～5歳児は年に2回、歯科健診は年2回、全園児に実施しています。結果は、保護者に知らせ、職員には会議の中で、共有に努めています。

59：食物アレルギーの子どもについては、対応マニュアルを整備し、医師の指示書に基づき給食を提供しています。トレーには名前・写真を貼り、提供までに園長、担任等4回さまざまな職員の目で確認し、誤食防止に努めています。

60：食事を楽しむ工夫については、食材に触れる経験や自分たちが育てた野菜でクッキングをして食べる経験ができるように取り組んでおり、4～5歳児はランチルームで毎日食事を楽しんでいます。また、保護者がお迎え時に、玄関のエントランスのモニターで当日の給食や子どもが食べている様子を見る事ができ、1週間の「食フェア」で好きな日に試食ができる等、選べるように工夫しています。

61：給食の献立作成については、「さつまあげ」「ちんすこう」など全国のご当地メニューなど、食文化や行事食など季節感のある献立を工夫しています。また、調理室はランチルームと隣接していて、子どもが食事をする様子を見たり、話をしたりすることで、献立作成や調理に活かすように努めています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	b
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	b

[自由記述欄]

62：家庭との連携については、0・1歳児は連絡帳、2歳児からはドキュメンテーション「today's」を玄関に掲示し、送迎時のコミュニケーションで情報交換に努めています。（令和7年度からは「コドモン」の導入により毎日配信）その他、「毎月の「園だより」や「運動会」などの行事で、子どもの様子を家庭と共有し、連携を図っています。

63：保護者に対する子育て支援については、外部講師による「子育て講座」を実施したり、個人懇談を行ったりしています。また記録も残しています。

64：虐待等権利侵害の予防については、マニュアルを整備し、虐待の早期発見や予防に日々努めています。今後は、マニュアルに基づく職員研修を実施されるとより良いでしょう。

65：保育士が主体的に自己評価を行うについては、目標設定シート、人事考課で自らの保育を振り返り、年数回の園長との面談などで、専門性の向上や保育実践の改善に努めています。今後は、その振り返りを園全体の自己評価につなげていけると、さらに良いでしょう。